

(別紙)

○「ゲノム編集飼料等の飼料安全上の取扱いについて」(令和2年2月7日付け元消安第4605号農林水産省消費・安全局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 後代交配種の取扱い</p> <p>ゲノム編集飼料として届け出た品種に対して従来品種等※を伝統的な育種法により掛け合わせた後代交配種については、<u>事前相談及び届出は求めないこととする。</u> (削る)</p> <p>※ 従来品種に加え、既にゲノム編集飼料として届け出た品種、及び組換えDNA技術を利用して得られた飼料等の安全確認を受けた品種</p> <p>7 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6. 後代交配種の取扱い</p> <p>ゲノム編集飼料として届け出た品種に対して従来品種等※を伝統的な育種法により掛け合わせた後代交配種であって、次の①から③までのいずれかに該当するものは、<u>届出を求めることとする。</u></p> <p>① <u>ゲノム編集技術により新たに獲得された性質が後代交配種において変化しているもの。</u></p> <p>② <u>亜種間での交配が行われているもの。</u></p> <p>③ <u>形質を変化させたことにより、家畜等への給与量、飼料として使用する部位又は加工法等の変更があるもの。</u></p> <p><u>なお、これまで食品又は飼料として安全に使用された実績又は安全確認の実績がある生物以外のもの(魚介類等)については、その後代交配種について、事前に畜水産安全管理課へ問い合わせることとし、ゲノム編集飼料等として届け出る必要があると審議会等により判断された場合は、届出を求めることとする。</u></p> <p>※ 従来品種に加え、既にゲノム編集飼料として届け出た品種、及び組換えDNA技術を利用して得られた飼料等の安全確認を受けた品種</p> <p>7 (略)</p>

別紙（略）

別紙（略）